

# 全国旅行支援 参加同意確認書面

株式会社 J T B

全国を対象とした観光需要喚起策（以下、全国旅行支援）に拠る補助金（旅行代金を補助する販売補助金と地域限定クーポン）の交付を受けるためには、下記の同意が必要となります。内容をご確認しチェックの上、太枠線内のご記入および同意署名欄に代表者様のご署名をお願い申し上げます。

## 1.全国旅行支援の補助金について

- (1)全国旅行支援の補助金の交付を受けるお客様は、旅行代金に対する補助金を差し引いた旅行代金をお支払いいただきます。
- (2)全国旅行支援の補助金には上限があります。上限に達した時点で補助金申請は行えません。
- (3)本日時点のご予約内容にて補助金申請を承ります。ご予約内容に変更が生じた場合は、補助金は再申請となり、補助金の権利は失効いたします。なお、再申請の際は、予算上限に達した等により補助金の交付が受けられない場合もございますので予めご了承下さい。
- (4)ご予約（取消待ちを含む）が手配出来た時点のご旅行代金に変更が生じた場合も、上記（3）と同様の条件となります。
- (5)ご旅行お取消しの際は、補助金適用前の旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けます。取消した旅行及び権利放棄した旅行に対しては、補助金の申請は行えません。
- (6)地域限定クーポンは宿泊チェックインの際（添乗員または旅行事業者が定める現地係員等がいる場合は集合時）に配布されます。
  - ※日帰り及び一部の都道府県は旅行会社にて配布します。
  - ※一部の都道府県では、クーポンとして準備した補助金が上限に達した際には、販売補助金  
の有無にかかわらず、クーポンの配布がされない場合があります。

## 2.本人確認および居住地確認

- (1)全国旅行支援に参加するすべてのお客様は日本国内の居住する方となります。
- (2)「居住地確認書類」及び「本人確認書類」の予約時および旅行先での提示が必要です。
- (3)宿泊チェックインの際（添乗員または旅行事業者が定める現地係員等がいる場合は集合時）に提示ができなかった場合は、補助金相当額の返還を求めます。

## 3.感染症拡大防止策の確認

- (1)各都道府県により独自の感染拡大防止策などを実施している場合があります。必ず各都道府県のホームページなどで確認してください。

## 4.対象除外地域が発生した場合の対応

- (1)新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況等により、ご旅行先の都道府県が事業停止となった場合は補助金の対象外となります。そのことを事由としてご旅行を取消される場合、通常の取消料が発生します。

## 5.宿泊事業者が本事業への参画を取消しした場合の対応

- (1)ご宿泊当日時点で、宿泊先施設が本事業への参画登録が承認されていない場合は、補助金交付の対象外となります。既に旅行代金が精算済みの場合でも、補助金相当額の返還を求めます。

※ご記入いただいた個人情報、全国旅行支援の補助金申請手続きに利用し、補助金の申請先である各自治体及び当該事業の事務局、その委託先、当社グループ企業を除く第三者に提供することはありません。私（及び同行者）は、首記旅行の参加にあたり上記に記載している内容に同意します。

株式会社 J T B 殿

年 月 日 代表者ご署名 \_\_\_\_\_

【個所記載用】 管理番号・ツアーNO